

定例監査の結果（令和5年12月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	商工労働局	令和5年7月21日	令和5年7月4日、6日	実地	3
2	農林水産局	令和5年8月30日	令和5年8月8日	実地	6
3	広島海区漁業調整委員会事務局	令和5年8月30日	令和5年8月8日	実地	7
4	広島県内水面漁場管理委員会事務局	令和5年8月30日	令和5年8月8日	実地	8
5	土木建築局	令和5年8月28日	令和5年8月4日	実地	9
6	収用委員会	令和5年8月28日	令和5年8月4日	実地	11
7	消防学校	令和5年10月4日	令和5年9月20日	実地	12
8	自治総合研修センター	令和5年10月20日	令和5年10月5日	実地	13
9	県立総合精神保健福祉センター	令和5年11月1日	令和5年10月18日	実地	14

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	県立広島国泰寺高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月20日	書面	15
11	県立福山誠之館高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月21日	書面	16
12	県立沼南高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月22日	書面	17
13	県立三次高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月27日	書面	19
14	県立三次中学校	令和5年12月15日	令和5年9月27日	書面	21
15	県立庄原実業高等学校	令和5年12月15日	令和5年10月4日	書面	22
16	県立芦品まなび学園高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月27日	書面	24
17	県立東高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月28日	書面	25

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
 物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
 労働に関する事務
- イ 組織体制 9課2チーム

課名	商工労働総務課、雇用労働政策課、 働き方改革推進・働く女性応援課、職業能力開発課、 イノベーション推進チーム、産業人材課、経営革新課、 県内投資促進課、産業用地課、 コロナ機動的経済支援プロジェクト・チーム、観光課
----	---

- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
 常勤職員及び再任用職員の合計 201人
- エ 主な施策（令和4年度）
 イノベーション立県の実現に向けた産業振興
 働き方改革・多様な主体の活躍支援
 観光振興

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について

行政財産の使用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 前回監査時（令和4年7月執行）に同様の指摘（電柱及び光ファイバーケーブルの設置に係る行政財産使用料の収入手続遅延）を行ったにもかかわらず、行政財産使用料の収入手続が遅延していた。（イノベーション推進チーム）

使用許可財産	使用許可内容	使用許可期間	令和5年度 徴収期限	納入通知 日	使用料 (年額)
土地（ひろしま 産学共同研究拠 点）	電柱設置（本柱 1本、支線2 条）	令和2年 4月1日～ 令和7年 3月31日	令和5年 4月30日	令和5年 5月11日	4,500円
	光ファイバー ケーブルの設 置	平成31年 4月1日～ 令和6年 3月31日			2,720円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条 広島県会計規則第11条第3項				

(イ) 徴収すべき使用料の額を誤っているものがあつた。(イノベーション推進チーム)

財産名称	ひろしま産学共同研究拠点（光ファイバーケーブルの設置）
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第2条、別表第二

(ウ) 行政財産の使用許可に伴う必要経費について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していた。(イノベーション推進チーム)

使用許可財産	ひろしま産学共同研究拠点（自動販売機及びごみ箱の設置）1.04 m ²
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第1条、第2条

(エ) 行政財産の使用許可に伴う必要経費について、会計年度を誤って旧年度の収入として
いるものがあつた。(商工労働総務課、イノベーション推進チーム)

使用許可財産	使用許可内容	納入通知日	調定の内容	所管課
建物（県立広島産業会館西展示館）	携帯電話サービス用アンテナ基地局設置	令和5年4月12日	産業文化センター分屋上アンテナ電気料金（4月1日検針分）	商工労働総務課
建物（ひろしま産学共同研究拠点）	自動販売機及びごみ箱の設置	令和5年4月14日	ひろしま産学共同研究拠点光熱水費（令和4年度分）	イノベーション推進チーム
根 拠	地方自治法施行令第142条第1項第2号			

イ 借受財産の管理について

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(イノベーション推進チーム)

財 産	建物（C I C TOKYO 広島県事務所）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

ウ 公の施設の利用許可に係る事務処理について

公の施設の利用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(イノベーション推進チーム)

(ア) 使用料の収入手続が遅延していた。

利用施設	利用期間	利用許可日	納入通知日	利用料
ひろしま産学共同研究拠点	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和4年4月1日	令和4年7月19日	2,934,000 円
	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年3月23日	令和5年4月11日	2,934,000 円
根 拠	ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例第5条第5項			

(イ) 施設の利用に伴う必要経費（光熱水費）について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していた。

利用施設	ひろしま産学共同研究拠点
根 拠	ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例第5条

(ウ) 施設の利用に伴う必要経費の徴収において、会計年度を誤って旧年度の収入としているものがあつた。

利用施設	納入通知日	調定の内容
ひろしま産学共同研究拠点	令和5年4月14日	ひろしま産学共同研究拠点光熱水費（令和4年度分）
根 拠	地方自治法施行令第142条第1項第2号	

【改善を求める事項】

負担金交付における事務処理について

観光誘客促進事業（全国旅行支援「やっば広島じゃ割」）において、交付決定した金額を超過して事業が執行され、超過執行分を県が一般財源から支出することとなったため、「観光振興共同事業負担金交付要綱」の見直しなども含めて、事務手続の改善に努める必要がある。（観光課）

負担金名	観光振興事業負担金（令和4年度）
------	------------------

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、業務の特殊性により随意契約を予定する一者から参考見積書を徴取して設計書としているが、経費内訳の内容が明らかでなく、また理由の不明瞭な減額調整が計上されているなど設計金額の積算根拠が明確でなかった。今後は、県民への説明責任が果たされるよう、設計金額の具体的な積算方法を執行伺いに記載するなど、業務を適切に執行していただきたい。（イノベーション推進チーム）

業務名	ひろしまサンドボックスA I人材育成チャレンジ実施業務（令和5年度）
根 拠	委託・役務業務契約の設計・積算に係る留意事項について（平成29年1月26日付け会計管理部総務事務課通知）

2 農林水産局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務
- イ 組織体制 12 課 2 担当

課 名	経営企画担当、農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、就農支援課、農業経営発展課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課、ため池・農地防災担当
-----	--

- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 269 人

- エ 主な施策（令和 4 年度）
生産性の高い持続可能な農林水産業の確立
瀬戸内水産資源の増大と担い手の育成及びかき生産体制の構造改革

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし、併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし、併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川、砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港、港湾、漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17課1担当

課名	土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、建設DX担当、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課
----	--

- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 387人

エ 主な施策（令和4年度）

豪雨災害からの復旧・復興
ウィズ・アフターコロナにおける社会・経済の発展的回復
デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
道路ネットワークの充実・強化
観光振興に資する基盤整備
みなと環境の整備
持続可能なまちづくり
ひろしまの建築物のブランド化
効果的・効率的なインフラマネジメントの推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組状況】

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて策定した再発防止策を着実に実施するとともに、令和2年12月に策定した「公社改革の方向性」により強靱な組織力の構築を進め、また、令和4年3月に策定した「広島高速道路公社グランドデザイン」により、公社の目指すべき将来像とその実現に向けた取組も併せて実行している。

公社を指導監督する局の取組状況については、連絡調整会議を定期的に行い、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等を広島市及び公社と議論し、必要な助言を行っていることなどを確認した。

引き続き、公社が自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、県として外部統制を有効に機能させ、広島市及び公社と連携して取組を進めていただきたい。（土木建築総務

課、道路企画課)

6 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人、予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 消防学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練
消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究
- イ 所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 2 号
- ウ 組織体制 総務課、教務課
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
- | | |
|----------------|-----|
| 常勤職員数 | 8 人 |
| 会計年度任用職員数 | 2 人 |
| 他県、市町等からの受入職員数 | 8 人 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 自治総合研修センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県及び市町の職員に対する研修の企画及び実施
 研修の内容及び方法の調査研究
 研修についての関係機関に対する協力及び技術的助言
- イ 所在地 広島市中区胡町4-21 朝日生命広島胡町ビル5階、7階
- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
 常勤職員数 9人
 会計年度任用職員数 4人
 市町等からの受入職員数 2人
- エ 研修実績（令和4年度）

研修種別		定員(人)	受講者数(人)		
			県	市町等	計
一般研修	県単独	3,214	2,689	-	2,689
	市町単独	1,744	-	1,644	1,736
	合同	805	291	460	751
	小計	5,763	2,980	2,104	5,084
特別研修	政策形成	24	8	14	22
	組織マネジメント	753	133	415	548
	経営改革	500	273	351	624
	業務遂行	880	200	525	725
	小計	2,157	614	1,305	1,919
合計		7,920	3,594	3,409	7,003

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

支出に係る予算科目について

常時の資金前渡において、研修講師用の飲料を購入しているが、需用費食糧費で支出すべきところ、誤って需用費その他の予算科目で支出していた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県予算規則第3条第3項
----	---------------

9 県立総合精神保健福祉センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究
精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談、指導（複雑又は困難なもの）
及びこれに付随する診療
回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導及びこれに付随する診療

イ 所在地 安芸郡坂町北新地二丁目3番77号

ウ 組織体制 3課（総務企画課、地域支援課、生活支援課）

エ 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 21人

オ 主な事業実績（令和4年度）

・技術指導・技術援助

実施回数	参加延人員
156回	1,249人

・相談指導（延人員）

来所相談	電話相談	集団指導
2,331人	2,105人	420人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立広島国泰寺高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 広島市中区国泰寺町一丁目2番49号
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 60人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		320	320	280	920
生徒数 (人)		325	317	272	914
充足率 (%)		101.6	99.1	97.1	99.3
退学者 (人)		1 (0)			
休学者 (人)		5			
進 学 就 職	大学・短大	250人 (90.9%)			
	専修・各種	0人 (0.0%)			
	就 職	1人 (0.4%)			
	その他	24人 (8.7%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

通信制課程修学奨励金貸付金に係る長期未納(滞納繰越分)について

通信制課程修学奨励金貸付金に係る長期未納(滞納繰越分)について、債務者に対する納付指導など徴収事務が実施されていなかった。

同貸付金の長期未納(滞納繰越分)については、貸付を行ってから返還に至るまでの期間が長期化していることも踏まえ、本庁所管課と連携して、長期未納(滞納繰越分)の解消に向けて努めていく必要がある。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [令和4年度決算額]	
通信制課程修学奨励金貸付金	25人	3,708,000円

11 県立福山誠之館高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 福山市木之庄町六丁目 11 番 1 号
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- | | | |
|-----|--------------------|------|
| 全日制 | 本務者数 | 72 人 |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | 9 人 |
| 定時制 | 本務者数 | 10 人 |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | 7 人 |

エ 生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	総合学科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	322	320	280	922	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	322	318	275	915	9	2	4	2	17
充足率 (%)	100.0	99.4	98.2	99.2	22.5	5.0	10.0	5.0	10.6
退学者 (人)	0 (0)				5 (0)				
休学者 (人)	0				0				
進 学 就 職	大学・短大	234 人 (83.9%)			1 人 (8.3%)				
	専修・各種	1 人 (0.4%)			2 人 (16.7%)				
	就 職	1 人 (0.4%)			8 人 (66.7%)				
	その他	43 人 (15.4%)			1 人 (8.3%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 県立沼南高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 福山市沼隈町下山南4
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 29人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
		普通科				家政科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		—	—	—	—	40	40	40	120
生徒数 (人)		—	—	—	—	19	18	18	55
充足率 (%)		—	—	—	—	47.5	45.0	45.0	45.8
退学者 (人)		—				2 (0)			
休学者 (人)		—				0			
進 学 就 職	大学・短大	2人 (22.2%)				0人 (0.0%)			
	専修・各種	1人 (11.1%)				7人 (77.8%)			
	就 職	5人 (55.6%)				5人 (55.6%)			
	その他	1人 (11.1%)				1人 (11.1%)			

課 程		全 日 制							
		園芸デザイン科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	80	80	80	240
生徒数 (人)		20	15	7	42	39	33	25	97
充足率 (%)		50.0	37.5	17.5	35.0	48.8	41.3	31.3	40.4
退学者 (人)		4 (0)				6 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	0人 (0.0%)				2人 (5.4%)			
	専修・各種	3人 (20.0%)				11人 (29.7%)			
	就 職	12人 (80.0%)				22人 (59.5%)			
	その他	0人 (0.0%)				2人 (5.4%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 県立三次高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 三次市南畑敷町 155 番地
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- 全日制 本務者数 44 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13 人
- 定時制 本務者数 10 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10 人

エ 生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	200	200	200	600	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	183	197	156	536	9	8	6	4	27
充足率 (%)	91.5	98.5	78.0	89.3	22.5	20.0	15.0	10.0	16.9
退学者 (人)	0 (0) 人				1 (0) 人				
休学者 (人)	0 人				0 人				
進 学 就 職	大学・短大	131 人 (82.4%)			0 人 (0.0%)				
	専修・各種	20 人 (12.6%)			3 人 (50.0%)				
	就 職	5 人 (3.1%)			1 人 (16.7%)				
	その他	3 人 (1.9%)			2 人 (33.3%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	備北地区県立学校寄宿舎給食調理業務 (令和 4 年度～令和 6 年度)
-----	-------------------------------------

(ア) 低入札価格調査制度を適用した一般競争入札において、低価格入札者を落札者として決定し、契約を締結する場合、契約金額の 100 分の 30 以上の契約保証金を契約の締結と同時に納付させる必要があるが、納付させないまま契約を締結していた。

根 拠	広島県契約規則第 4 条 低入札価格調査制度事務処理要領 10 業務委託契約約款第 4 条第 1 項
-----	--

(イ) 低入札価格調査時点において、届出内容に未確定のものがあったことから、業務開始時に確定した届出内容を確認する必要があったが、行っていなかった。

根 拠	低入札価格調査制度事務処理要領 8
-----	-------------------

(ウ) 業務開始までに契約書を交わしていなかった。

根 拠	地方自治法第 234 条第 5 項 広島県契約規則第 24 条
-----	------------------------------------

イ 高等学校授業料の徴収事務について

定時制課程の授業料の徴収事務について、広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に定められた徴収事務を行わず、消滅時効により不納欠損処分を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱
-----	---------------------

14 県立三次中学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
イ 所在地 三次市南畑敷町 155 番地
ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
本務者数 18 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4 人

エ 生徒の状況

学年		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240
生徒数 (人)		80	79	79	238
充足率 (%)		100.0	98.8	98.8	99.2
進 学 就 職	進学 (自校)	74 人 (92.5%)			
	進学 (他校)	5 人 (6.3%)			
	就 職	1 人 (1.3%)			
	その他	0 人 (0.0%)			

(注)・「学年」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 県立庄原実業高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 庄原市西本町一丁目 24-34
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 53人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 27人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
		生物生産学科				食品工学科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		23	17	22	62	30	20	20	70
充足率 (%)		57.5	42.5	55.0	51.7	75.0	50.0	50.0	58.3
退学者 (人)		2 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	1人 (7.7%)				4人 (21.1%)			
	専修・各種	7人 (53.8%)				6人 (31.6%)			
	就 職	5人 (38.5%)				8人 (42.1%)			
	その他	0人 (0.0%)				1人 (5.3%)			

課 程		全 日 制							
		環境工学科				生活科学科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		20	26	30	76	21	17	22	60
充足率 (%)		50.0	65.0	75.0	63.3	52.5	42.5	55.0	50.0
退学者 (人)		1 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		1				3			
進 学 就 職	大学・短大	5人 (16.7%)				4人 (17.4%)			
	専修・各種	9人 (30.0%)				8人 (34.8%)			
	就 職	16人 (53.3%)				9人 (39.1%)			
	その他	0人 (0.0%)				2人 (8.7%)			

課 程		全日制			
		計			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員（人）		160	160	160	480
生徒数（人）		94	80	94	268
充足率（％）		58.8	50.0	58.8	55.8
退学者（人）		3（0）			
休学者（人）		4			
進 学 就 職	大学・短大	14人（16.5％）			
	専修・各種	30人（35.3％）			
	就 職	38人（44.7％）			
	その他	3人（3.5％）			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 県立芦品まなび学園高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 福山市新市町戸手 1330
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 38人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 28人

エ 生徒の状況

課 程		定時制				
		普通科				
学科・学年等		1	2	3	4	計
総定員 (人)		120	120	120	120	480
生徒数 (人)		62	64	55	39	220
充足率 (%)		51.7	53.3	45.8	32.5	45.8
退学者 (人)		26 (0)				
休学者 (人)		0				
進 学 就 職	大学・短大	3人 (5.2%)				
	専修・各種	19人 (32.8%)				
	就 職	23人 (39.7%)				
	その他	13人 (22.4%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 県立東高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等教育の実施
 イ 所在地 福山市木之庄町六丁目 11 番 2 号
 ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 17 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13 人

エ 生徒の状況

課 程		通信制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		300	300	300	900
生徒数 (人)		191	151	205	547
充足率 (%)		63.7	50.3	68.3	60.8
退学者 (人)		61 (0)			
休学者 (人)		2			
進 学 就 職	大学・短大	8 人 (9.5%)			
	専修・各種	7 人 (8.3%)			
	就 職	45 人 (53.6%)			
	その他	24 人 (28.6%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

通信制課程修学奨励金貸付金に係る長期未納 (滞納繰越分) について

通信制課程修学奨励金貸付金については、「広島県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金債権管理事務取扱要綱」によって徴収事務が行われているが、同貸付金の長期未納 (滞納繰越分) については、貸付を行ってから返還に至るまでの期間が長期化していることも踏まえ、本庁所管課と連携して、長期未納 (滞納繰越分) の解消に向けて努めていく必要がある。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [令和 4 年度決算額]	
通信制課程修学奨励金貸付金	78 人	11,018,000 円

令和5年度定例監査の結果報告（第3回）について

概要版

令和6年1月22日
監査委員

1 令和5年度定例監査結果（令和5年7月4日～令和5年12月15日までに実施した団体等）の概要

(1) 実施機関数

実施機関	今回公表分 (第3回)	監査実施済分 (第1～2回)	監査実施 予定分	合計
県の機関	17	41	40	98
合計	17	41	40	98

(2) 機関別監査結果

所管	監査対象機関数		監査結果		
		うち指摘 事項等を 付した機関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
知事部局等	9	2	9	1	1
教育委員会	8	3	4	2	0
警察本部	0	0	0	0	0
合計	17	5	13	3	1

※一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。

(3) 性質別監査結果

内 容	指摘事項	改善を求める 事項	検討要請事項
収入（長期未納（滞納繰越分）など）	8	2	0
支出（委託業務や物品購入の契約事務など）	4	1	1
財産（行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など）	1	0	0
工事（工事や補償に係る事務など）	0	0	0
その他	0	0	0
合計	13	3	1

2 主な指摘事項

(1) 行政財産の使用許可に係る事務処理について

使用許可に係る事務処理について、前回監査時に同様の指摘を行ったにもかかわらず、行政財産使用料の収入手続が遅延していたもの

(2) 委託契約における事務処理について

低入札価格調査制度を適用した一般競争入札において、低価格入札者を落札者として決定し、契約を締結する場合、契約金額の100分の30以上の契約保証金を契約の締結と同時に納付させる必要があるが、納付させないまま契約を締結していたもの。

[参 考] 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項の区分（すべて公表事項）

区 分	内 容	対 応
指摘事項	・法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（※軽微なものを除く）	措置状況を求める
改善を求める事項	・業務の執行等において改善を求めるもの ・長期未納のうち改善を求める必要があるもの	
検討要請事項	・業務の執行等において今後検討を要請するもの	措置状況を求めない

3 監査対象機関別の監査結果について

(単位:件)

	所管	対象機関名	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	知事部局等	商工労働局	8	1	1
2		農林水産局	0	0	0
3		広島海区漁業調整委員会事務局	0	0	0
4		広島県内水面漁場管理委員会事務局	0	0	0
5		土木建築局	0	0	0
6		収用委員会	0	0	0
7		消防学校	0	0	0
8		自治総合研修センター	1	0	0
9		県立総合精神保健福祉センター	0	0	0
10	教育委員会	県立広島国泰寺高等学校	0	1	0
11		県立福山誠之館高等学校	0	0	0
12		県立沼南高等学校	0	0	0
13		県立三次高等学校	4	0	0
14		県立三次中学校	0	0	0
15		県立庄原実業高等学校	0	0	0
16		県立芦品まなび学園高等学校	0	0	0
17		県立東高等学校	0	1	0
合 計			13	3	1

4 監査結果の概要

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
1	商工労働局	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 使用許可に係る事務処理について、前回監査時に同様の指摘を行ったにもかかわらず、行政財産使用料の収入手続が遅延していたもの ○ 使用許可に係る事務処理について、徴収すべき使用料の額を誤っていたもの ○ 使用許可に伴う必要経費について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していたもの ○ 使用許可に伴う必要経費について、会計年度を誤って旧年度の収入としていたもの ○ 借受財産について、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの ○ 公の施設の利用許可に係る事務処理について、使用料の収入手続が遅延していたもの ○ 施設の利用に伴う必要経費（光熱水費）について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していたもの ○ 施設の利用に伴う必要経費について、会計年度を誤って旧年度の収入としていたもの <p>【改善を求める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客誘致促進事業（全国旅行支援「やっば広島じゃ割」）において、交付決定した金額を超過して事業が執行され、超過執行分を県が一般財源から支出することとなったため、「観光振興共同事業負担金交付要綱」の見直しなども含めて、事務手続の改善を求めたもの <p>【検討要請事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託契約において、参考見積書を徴取して設計書としているが、経費内訳の内容が明らかでなく、また理由の不明瞭な減額調整が計上されているなど設計金額の積算根拠が明確でなかったことから、設計金額の具体的な積算方法を執行伺いに記載するなど、業務の適切な執行を要請したもの

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
2	農林水産局	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
3	広島海区漁業調整委員会事務局	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
4	広島県内水面漁場管理委員会事務局	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
5	土木建築局	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
6	収用委員会	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
7	消防学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
8	自治総合研修センター	【指摘事項】 ○ 常時の資金前渡において、研修講師用の飲料を購入しているが、需用費食糧費で支出すべきところ、誤って需用費その他の予算科目で支出していたもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
9	県立総合精神保健福祉センター	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
10	県立広島国泰寺高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 ○ 通信制課程修学奨励金貸付金の長期末納（滞納繰越分）について、債務者に対する納付指導など徴収事務が実施されていなかったことから、本庁所管課と連携して、長期末納（滞納繰越分）の解消に向けて努めていくことを求めたもの 【検討要請事項】 なし
11	県立福山誠之館高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
12	県立沼南高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
13	県立三次高等学校	【指摘事項】 ○ 低入札価格調査制度を適用した一般競争入札において、低価格入札者を落札者として決定し、契約を締結する場合、契約金額の100分の30以上の契約保証金を契約の締結と同時に納付させる必要があるが、納付させないまま契約を締結していたもの ○ 低入札価格調査時点に未確定であった届出内容について、業務開始時に確定した届出内容を確認していなかったもの ○ 委託契約について、業務開始までに契約書を交わしていなかったもの ○ 定時制課程の授業料の徴収事務について、広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に定められた徴収事務を行わず、消滅時効により不納欠損処分を行っていたもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
14	県立三次中学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
15	県立庄原実業高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
16	県立芦品まなび学園高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
17	県立東高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 ○ 通信制課程修学奨励金貸付金の長期末納（滞納繰越分）について、貸付を行ってから返還に至るまでの期間が長期化していることも踏まえ、本庁所管課と連携して、長期末納（滞納繰越分）の解消に向けて努めていくことを求めたもの 【検討要請事項】 なし